

オンラインによるジュニアサーチセッション発表ガイドライン

オンラインによるジュニアサーチセッション発表（以下本発表）は、著作権法上の「公衆送信」（送信可能化を含む）にあたります。オンライン上での発表やアップロードは、公衆送信、ダウンロードは複製にあたり、どちらも、権利者以外が無許諾で行うと著作権を侵害する行為に相当します。

本発表資料においては、他者の作った著作物以外の自分たちで作った部分の著作権は、発表者（個人あるいは団体）に帰属します。仮に、発表資料の中に、無許諾で他者の著作物が含まれているようなことがあった場合、発表者が一切の責任を追うことになります。発表者自身で十分な検討を行ってください。

なお、本ガイドラインは著作権侵害を避けるために参照すべき留意点をまとめたものです。参考にさせていただければ幸いです。

1. 他人が作った音楽、画像や、他者が撮影した写真、映像等を使用する場合の注意点

インターネット上等において、「無料」、「著作権フリー」等として公開されているものが多くありますが、果たして本当に無料で、本当に著作権フリーなのでしょうか。確認が持てない場合、後に著作者から侵害であると言われた場合、責任は発表者にあります。よく検討の上使ってください。

では、著作権があるものは使えないのでしょうか。著作者に問い合わせることで、「許諾」を得ることができます。どうしても使いたい場合、著作者に問い合わせしてみてください。

ただし、以下 2. で示した「引用」に該当する場合は、利用できることがあります。

2. 引用として使用する場合

他者の作った著作物であっても、それを批評したり検討したりする場合には、どうしても他者の著作物が必要なことがあります。必然性がある場合は、以下の条件を守った上で利用してください。

これは、法律で決まっていることに加えて、多くの裁判例で示された結果をまとめたものです。これによって、必ずしも侵害にならないという事はできません。

- (1) 引用する著作物が公表されていること。未公表の著作物は引用できません。
- (2) 引用する著作物と新たに作られた著作物（発表原稿）との間で、量的にも質的にも、新たに作られた著作物の部分が「主」で、引用する部分が「従」での関係にあること。つまり、自分たちの発表が引用するものを詳しく説明していたり、それを元に考えを発展させていたりすることを目的としていて、それを引用することが、必ず必要であること。

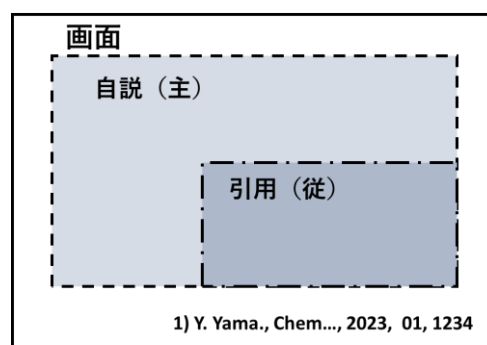


図1 引用画面イメージ

(3) 引用部分と自らの著作物の区別を明確にし、引用元の著作物、発行年月日などの出典を必ず明記すること（図1, 2）。インターネットから引いてきた場合には、通常、URLを明記するとともに、いつアクセスしたかアクセス日を書きます（その後ネット情報が消えていることもあるからです）。

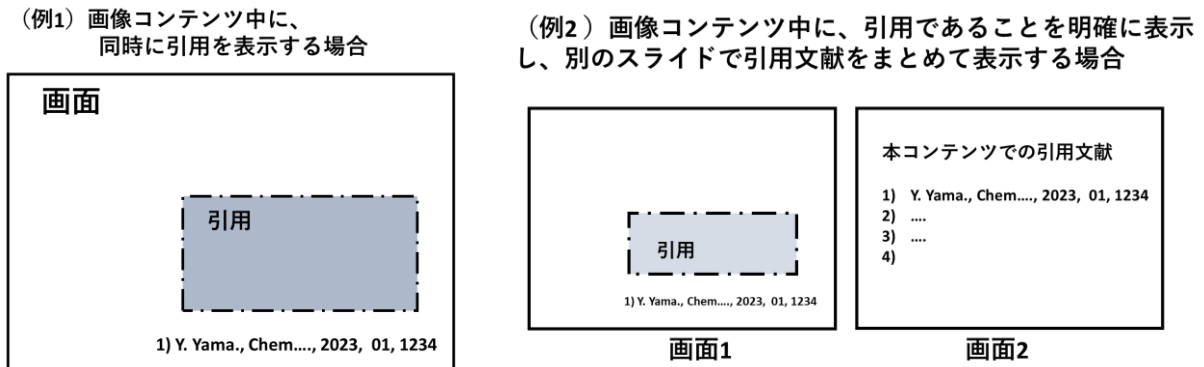


図2 引用の出典明記の例

(4) 改編を加えないこと。

引用する部分には決して改編を加えてはいけません。著作権法では、著作者人格権という分類の中に、「同一性保持権」という権利があります。著作者の「意に反する」改変をしてはいけないという権利です。自分がいいと思っても、著作者は嫌だといった場合、改変は著作者人格権侵害となる可能性が高いことに留意して下さい。

3. 単行本の図表をそのまま引用しない。

本ガイドラインは、「オンラインによるジュニアリサーチセッション発表」のために作られたものです。すべての状況にこのガイドラインが当てはまるとは限りませんのでご注意ください。著作物利用に際しては、ケースバイケースで侵害となる場合があることに留意してください。